

広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の現状分析

基本目標 1 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成

基本施策	現状	課題	アンケート調査結果 その他資料
具体的施策			
<p>1 教育・啓発の推進</p> <p>(1) 広報活動の充実 (2) 研修会、講演会等の開催 (3) 教育・学習の充実</p>	<p>DVの現状や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）などについての広報・啓発活動として、市の広報紙、ホームページ、広報番組等を活用した広報やDV防止啓発リーフレットの配布を行っている。</p> <p>また、毎年、市内の女性団体との共催により、DV防止セミナーを開催しているほか、国が実施している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～25日）にあわせて、市内の建物を運動のシンボルカラーであるパープル色でライトアップし、啓発チラシの配布などを行っている。</p> <p>さらに、国・県と合同で実施する人権フェスティバルにおいて、人権講演会の開催やDVに関するパネル展示を行っている。</p> <p>なお、近年、配偶者間だけでなく、デートDVも非常に深刻な問題となっており、平成26年1月には改正DV防止法が施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。こうした中、デートDVや将来のDVの防止のためには、若年層に対する教育・啓発が有用であることから、平成25年度からデートDVの防止・啓発リーフレットを市内の全高校生に配付している。</p> <p>このように広報・啓発活動を行っているが、平成26年度に実施した「広島市男女共同参画に関するアンケート調査」（以下、「男女調査」という。）では、過去5年間にDVを行った経験のある人は7.5%となり、平成21年度調査の8.0%と比較し、大きな差はみられない状況である。</p>	<p>●市民のDVに関する認識は、まだ高いとはいえず、より効果的な啓発を検討する必要がある。</p> <p>●若年層を含めた男女の人権尊重の意識を高める等の教育の一層充実が求められる。</p>	<p>○「男女調査」 問27 配偶者、交際相手などに対する暴力の有無 全体7.5%、男性9.4%、女性5.9% 問28 配偶者、交際相手などからの暴力の有無 全体8.6%、男性5.1%、女性11.2% [報告書 141頁、144頁、147頁]</p>
<p>2 通報や相談窓口に関する情報提供</p> <p>(1) 通報や相談窓口の周知 (2) 人権擁護委員、民生委員・児童委員等からの発見・通報の促進 (3) 医療関係者からの発見・通報の促進 (4) 関係機関等からの発見・通報の促進</p>	<p>市民に対するDV防止・啓発活動にあわせて相談窓口を周知し、早い段階で相談するよう呼び掛けるとともに、被害者の女性が手取りやすいように、コンビニエンスストア等の女性トイレに相談窓口を掲載した携帯用カードを設置するなどの広報活動を行っている。</p> <p>また、被害者の早期発見と相談につなげるため、潜在的な被害者を発見しやすい立場にある人権擁護委員、民生委員・児童委員及び福祉事務所などの市の機関や、学校、幼稚園、保育園等の関係機関などと広島市配偶者暴力相談支援センター（以下、「DV相談センター」という。）との連携を推進している。</p> <p>なお、DV防止法では、医師などの医療関係者が日常業務で被害者を発見した時は、被害者の意思を尊重するよう努めた上で通報することや、DV相談センター等の利用に関する情報提供を行うといった努力義務が定められている。</p> <p>こうした取組の結果、DV相談センター、広島県西部子ども家庭センター、警察におけるDV相談件数は、いずれも平成20年より増加し、特に警察への相談件数が急増している。</p> <p>しかし、平成26年度市民意識調査によると、DVの相談窓口を知っている人の割合は51.6%、DVの被害を受けた後、公的機関に相談した人の割合は6.3%にとどまっている。</p> <p>また、「男女調査」によると、過去5年間にDVを経験した人のうち、「誰にも相談しなかった」と回答した人が30.2%あり、その理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が46.2%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」（26.9%）、「自分さえ我慢すれば、このままやっていると聞いたから」（23.1%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（15.4%）の順になっているほか、「どこ（だれ）に相談してよいかわからなかったから」が11.5%となっている。</p>	<p>●DVの多くは家庭内で発生するため潜在化しやすく、被害者にもDVであるという認識が低い傾向があることにより、相談に至らないことが多い。</p> <p>●DVは重大な人権侵害であること、早い段階で相談窓口を利用し、様々な支援情報を得ることが解決の第一歩であることのさらなる周知が必要である。</p> <p>●相談窓口の浸透が十分でない。</p> <p>●医療関係者からの通報について、連携体制が不十分である。</p>	<p>○「男女調査」 問28-5 相談の有無 誰にも相談しなかった 30.2% 問28-6 相談しなかった理由 相談するほどのことではない 46.2% 相談しても無駄だと思った 26.9% 自分さえ我慢すれば、このままやっていると聞いた 23.1% 自分にも悪いところがあると思った 15.4% どこ（だれ）に相談してよいかわからなかった 11.5% [報告書 163頁、166頁]</p> <p>○「市民意識調査」 問26 DV相談窓口の有無 知っている 51.6% 問28 公的機関への相談 相談した 6.3%</p>

基本施策	現状	課題	アンケート調査結果 その他資料
具体的施策			
<p>3 加害者更生に関する取組</p> <p>(1) 加害者更生に関する取組の調査・研究等</p>	<p>DV被害者は、別れた後も加害者からの暴力に脅えながら生活している者も多く、生活再建の障害となっている。また、加害者も自らの行為がDVと認識していないことが多く、新しいパートナーに対して同様の行為を繰り返すことが少なくない。</p> <p>国においては、第3次男女共同参画基本計画において、「加害者更正プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する」としており、今年度も加害者更正プログラムを実施しているNPO等へのヒアリング調査を行う予定である。しかし、この調査は、近い将来の加害者更正のあり方を研究することを目的とするものであり、現状においては、有効な指導方法等が確立されていない。</p> <p>こうした中、本市では、加害者更正のあり方について検討するため、国や他の地方公共団体での取組等の情報収集に努めているところである。</p> <p>なお、「男女調査」によると、女性に対する暴力（セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどを含む。）の防止施策として、加害者への罰則強化（47.7%）や再発防止教育（29.7%）を望む声がある。</p>	<p>●加害者を更正させるための有効な指導方法が確立されておらず、被害者にとって危険なものになる場合があるなど未解明な部分も多いため、現時点では自治体が率先して加害者更生に取り組むことは難しい。</p> <p>●加害者への罰則や教育を強制するような法的根拠がない。</p>	<p>○「男女調査」問31 暴力防止のためには、どのようなことが必要か加害者への罰則を強化する47.7%</p> <p>暴力を振るったことのある者に二度と繰り返さないよう教育を行う29.7% [報告書 177頁]</p>

基本目標 2 被害者への相談支援の充実

基本施策	現状	課題	アンケート調査結果 その他資料
具体的施策			
<p>1 相談支援の充実</p> <p>(1) DV相談センターの相談支援の充実 (2) 外国人、障害者等への配慮 (3) 自助グループの育成支援</p>	<p>本市では、平成21年12月に開設したDV相談センターを中心に、被害者からの相談支援を行っている。平成25年10月からは、それまで火・木・土曜日にDV専門の電話相談を行っていた「ひろしまDVホットライン」に代えて、新たに土・日曜日に相談を実施する「土・日DV電話相談」を開始し、月～金曜日に相談を行うDV相談センターとあわせて、一週間毎日、電話相談が可能な体制とした。</p> <p>また、DV相談センターでは、電話・面接相談のほかに、法的な問題に関する相談が必要な被害者について、弁護士と連携した法律相談や、精神的な安定や自立を図る必要がある被害者について、臨床心理士などによるカウンセリングを実施している。</p> <p>さらに、被害者が外国人や障害者であることによって支援を受けにくいことのないよう、外国語版（6か国語）や点字版のリーフレット等を作成・配布するとともに、公益財団法人広島平和文化センターの実施している多言語ボランティア通訳を活用した相談を行っている。</p> <p>こうした相談支援体制により、平成26年度の本市の相談機関全体の配偶者等からの暴力相談件数は980件となっている。</p> <p>なお、「男女調査」では、「過去5年間に配偶者や恋人などからの暴力を経験したことがある」と回答した男性が5.1%あり、男性被害者への対応の必要性も生じてきていることから、DV相談センターでは、男性被害者からの相談も受け付けている。この他にもDVを含む男性が直面する様々な悩みや不安を相談できる場として、広島市男女共同参画推進センターにおいて、「男性のためのなんでも相談」を行っているが、「男女調査」では、「どこにも相談しなかった」という男性が40%となっている。</p> <p>また、「広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査」（以下、「被害者調査」という。）では、自助グループ、サポートグループなどで「被害者同士が悩みを共有し、情報交換や相談しあえる制度があれば利用したい」との回答が3割を超えている。</p>	<p>●男性被害者、国籍や障害の有無への配慮した相談支援体制の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>●被害者同士の自助グループの育成支援などの環境づくりを検討する必要がある。</p> <p>●DV防止法が適用されないデートDVの相談への対応を検討していく必要がある。</p>	<p>○「男女調査」 問28(1) 配偶者、交際相手などからの暴力の有無 全体 8.6%, 男性 5.1%, 女性 11.2% 問28(2) 交際相手などから受けた行為 大声で怒鳴られたり、バカにされたことがある 14.0% メール、LINEや行動をチェックされたり、交友関係を制限されたことがある 12.8% 嫌がっているのに性的な行為を強要されたり、避妊に協力してくれなかったことがある 12.8% 問28-5 相談の有無 誰にも相談しなかった 男性 40.0%, 女性 28.1% [報告書 147頁、148頁、163頁、165頁]</p> <p>○「被害者調査」 問31 自助グループ、サポートグループなどで精神的な支援や情報交換の制度 制度があれば、制度を知っていれば利用したかった 34.6% [報告書 41頁]</p>
<p>2 相談機関相互の連携強化</p> <p>(1) 関係機関の連携強化 (2) 各機関合同の事例検討会の実施</p>	<p>「被害者調査」によると、被害者は、警察、区役所、広島県西部子ども家庭センターなど、多くの相談窓口を利用しており、相談内容も多岐にわたっている。</p> <p>このため、本市では、市内の相談機関で構成する「広島市ドメスティック・バイオレンス（DV）対策関係機関連絡会議」（以下、「関係機関連絡会議」という。）を毎年開催し、相談機関相互の情報交換や事例検討等を行い、連携強化に努めている。</p>	<p>●DV被害が多様・複雑化しており、これまで以上に情報共有や具体的な事案に即した協議などの連携を図る必要があるが、特にDV被害者に対応する機会の多い各区福祉事務所等との連携強化が必要である。</p>	<p>○「被害者調査」 問3 DVについて誰かに打ち明けたり、話したことがありますか 警察 65.4%, 西部家庭こどもセンター26.9%, その他の行政機関 34.6% [報告書 8頁]</p>

基本施策	現状	課題	アンケート調査結果 その他資料
具体的施策			
<p data-bbox="172 237 596 310">3 相談員等の資質向上及び研修の充実</p> <p data-bbox="216 348 581 443">(1) 相談員への研修の実施 (2) 窓口業務に携わる職員等への研修の実施</p>	<p data-bbox="596 258 1932 348">DV相談は複雑多岐にわたり、その対応も一様でないことから、相談員はそれぞれの被害者の立場に立った配慮を行うとともに、被害者に対し適切な情報を提供し、的確な助言を行える十分な知識や技術の向上を図る必要がある。</p> <p data-bbox="596 348 1932 411">このため、DV相談センターの相談員に対し、外部講師や弁護士による研修会を実施しているほか、内閣府等が実施する各種研修会に参加し、スキルアップを図っている。</p> <p data-bbox="596 411 1932 474">また、相談員が被害者の相談支援に関わる過程において、相談員自身が心身の健康を損ねることがないように、長年相談業務携わった経験を有する講師などによる研修を行っている。</p> <p data-bbox="596 474 1932 564">さらに、区役所等の窓口業務に携わる職員等については、不適切な対応により被害者に更なる被害が生じることのないよう、DVの特性の理解、被害者の秘密の保持や安全への配慮など、資質の向上を図るための研修を実施している。</p>	<p data-bbox="1932 258 2359 348">●職務の特性上、相談員の心のケアなどの配慮をさらに充実する必要がある。</p> <p data-bbox="1932 380 2359 533">●人事異動や業務繁忙期のため、研修を受けていない職員が窓口業務に携わることがあるため、適切な研修の実施時期や内容を検討する必要がある。</p>	<p data-bbox="2359 258 2742 380">○「被害者調査」 問3 DVについて誰かに打ち明けたり、話したことがありますか</p> <p data-bbox="2359 380 2742 443">DV相談センター 34.6% [報告書 8頁]</p>

基本目標3 被害者の保護体制の充実

基本施策		現状	課題	アンケート調査結果 その他資料
具体的施策				
1 被害者の安全の確保		<p>DV防止法に基づき、DV被害者の一時保護は、県婦人相談所で行っている。県婦人相談所の一時的保護件数は年間約120件で、「被害者調査」では、56.0%が過去に一時保護を利用したことがあると回答している。こうした中、DV相談センターでは、被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保や精神的・肉体的負担を軽減するため、県婦人相談所、警察等と連携し、入所への同行支援を行っている。</p> <p>なお、県婦人相談所での一時保護が困難な場合は、民間シェルターにおいて一時保護を行えるよう、民間シェルターに対して建物賃借料等の補助を行い、運営の安定と被害者保護の充実を図っている。</p> <p>また、加害者の追跡も巧妙になっており、加害者から避難しているDV被害者を保護する観点から、関係機関が連携して、被害者の情報管理を徹底することが必要である。このため、DV相談センターでは、被害者からの申出によりDV相談証明書を発行し、住民基本台帳の閲覧制限などの被害者情報の管理につなげている。</p>	<p>●被害者が高齢者である、同伴家族が中学生以上の男性であるなど、県婦人相談所で一時保護できないケースの対応が難しい。</p> <p>●行政への提出書類、携帯電話のGPS機能、引越し業者、郵便物の転送など、様々な要因により避難先が加害者に知れるケースがあるため、多角的な情報管理の徹底が必要である。</p> <p>●民間シェルターの運営基盤が脆弱である。</p>	<p>○婦人相談所資料 一時保護所利用件数 平成22年度～平成26年度 年平均約120件</p> <p>○「被害者調査」 問13 一時保護施設の利用の有無 利用している 4.0%、 過去に利用したことがある 56.0% [報告書 19頁]</p>
<p>(1) 緊急時における安全確保体制の整備</p> <p>(2) 被害者の情報管理の徹底</p>				
2 保護命令制度への対応		<p>DV相談センターでは、加害者に対して被害者や子どもへの接近を禁止する保護命令制度の内容や手続き等について、DV被害者に情報提供するとともに、DV被害者が保護命令の申し立てを希望する場合は、申立書類の記入方法等についての助言や裁判所等への同行支援を行っている。</p> <p>なお、「被害者調査」では保護命令を申し立てない理由として、「相手の反応が怖かったから」が最多となっており、特に、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等、関係機関においても、適切な対応を求められることから、周知を徹底するよう連携を図っている。</p>	<p>●加害者の追跡が巧妙化する中、学校や保育園などが制度を十分に理解しておくとともに、DV相談センターとのより一層の円滑な連携方法を検討する必要がある。</p>	<p>○「被害者調査」 問20 保護命令を申し立てていない 40.0% 問22 保護命令を申し立てていない理由 相手の反応が怖かったから 50.0% 問25 加害者から追跡された経験がある。38.4% [報告書 25頁、27頁、30頁]</p>
<p>(1) 保護命令申立てに係る支援（裁判所提出書面作成、同行支援）</p> <p>(2) 学校、幼稚園、保育園等への制度の周知徹底</p>				

基本目標 4 被害者の自立支援の充実

基本施策	現状	課題	アンケート調査結果 その他資料
具体的施策			
<p>1 住宅の確保に向けた支援</p> <p>(1) 母子生活支援施設等への入所 (2) 住宅に係る貸付制度、身元保証に関する情報提供 (3) 市営住宅入居の優遇措置の拡大</p>	<p>加害者から避難しているDV被害者の自立に当たり、住宅の確保は最優先課題である。DV被害者の住宅の確保に向けた支援としては、母子生活支援施設への入所措置や市営住宅の入居における優遇措置がある。このうち、母子生活支援施設については、一時保護所を退所したDV被害者が住宅に困り、生活上様々な問題を抱え、当面の保護が必要な場合に、福祉事務所が入所措置を行っている。入所後は、母子に対するカウンセリングやハローワークへの同行支援など、施設職員がDV被害者の心身と生活を安定させるための相談・支援を進め、住居を確保しながら自立に向けた支援を行うステップハウスの役割を果たしており、近年は、入所者の大部分がDV被害者という状況にある。</p> <p>次に、市営住宅については、DV被害者が一時保護終了後または保護命令効力発生日から5年を経過していない場合に、入居抽選時の優遇を行っており、単身での申込みも可能としているほか、連帯保証人を不要としている。</p> <p>また、住宅に関する融資制度として、母子寡婦福祉資金貸付制度を設けているほか、母子生活支援施設入所者が民間住宅入居の際の身元保証人の確保を容易にするため、身元保証人となる施設長に損害賠償の義務が生じた時、保証金を支払う身元保証人確保対策事業を実施している。</p>	<p>●市営住宅への入居を希望しても、抽選のため入居が確定しない。</p> <p>●民間住宅への入居の際、身元保証人の確保が困難である。</p>	<p>○「被害者調査」問31 公的賃貸住宅（公営住宅など）の紹介 利用を申し込んだが実現しなかった 7.7% [報告書 41頁]</p>
<p>2 就業に向けた支援</p> <p>(1) 就業のための情報提供 (2) 就業・起業支援事業の実施 (3) 就業確保のための支援</p>	<p>DV被害者の自立を支援する上で、就業を促進することは極めて重要である。「被害者調査」によると、就労による収入を得ている人は61.5%であり、23.1%の人が貯金を切り崩して生活している。</p> <p>特に、子どものいる被害者については、自立のための必要な知識や技能を習得させるための講習会、就業に関する相談・情報提供を行う母子家庭等就業支援事業や、就業の際に有利となる資格等の取得支援などを行う母子家庭自立支援給付金事業など様々な支援事業の対象となることから、こうした制度の積極的な活用を促している。</p> <p>このほか、就職活動期や残業の際に一時的に子どもを預かるファミリー・サポートセンター事業など、子育て期の保護者を支援する事業についての情報提供を行っている。</p>	<p>●子どもを抱えるひとり親が正規雇用される割合が低い。</p> <p>●企業の求める人材と求職者の求める職場環境が合わない。</p> <p>●求職活動時に子どもを預かる環境整備が十分でない。</p> <p>●DV相談センターとマザーズハローワーク等との連携体制を強化する必要がある。</p>	<p>○「被害者調査」問27 生活費 就労による収入 61.5% 貯蓄の切り崩し 23.1% [報告書 32頁]</p>
<p>3 経済的支援等の生活支援</p> <p>(1) 経済的支援 (2) 医療・年金に関する支援 (3) その他の生活支援 (4) ワンストップサービス化の推進 (5) 各種福祉制度の活用の推進 (6) 市民による被害者支援活動の推進</p>	<p>DV被害者は、住宅の確保や就業の問題の他にも、経済面・健康面の不安や、子どもの就学に関する事など、多くの困難を抱えており、福祉事務所では、生活困窮する被害者に対する生活保護の適用や、母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等に関する相談や事務手続きを行っている。</p> <p>また、DV相談センターでは、被害者が加害者の健康保険の扶養から外れることができるよう、被害者からの申出に応じて、DV相談があった旨の証明書を発行しているほか、国民健康保険や国民年金の加入・脱退等、被害者の状況に応じた制度の情報提供や行政機関等への同行支援を行っている。</p> <p>なお、複合的な困難を抱えながら様々な手続きを行う被害者の負担を軽減するために、被害者が円滑に手続きを進められる体制の構築が必要である。こうした中、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行により、生活保護を受給するまでではないが、様々な要因で生活に困窮している者の相談に応じ、課題を整理した上で、自立に向けた支援を行う「広島市くらしサポートセンター」が設置された。サポートセンターでは、生活困窮者の状況に応じた段階的支援を行っており、DV被害者も支援の対象となっていることから、DV相談センターでは、サポートセンターとの情報提供などの連携を行っている。</p>	<p>●被害者の状況に応じた支援を様々な関係機関が連携して円滑に行うことができるよう、体制強化が必要である。</p>	<p>○「被害者調査」問31 生活保護の受給 利用した 46.2% [報告書 41頁]</p>

基本目標 5 関係機関との連携の強化

基本施策		現状	課題	アンケート調査結果 その他資料
具体的施策				
1	DV対策関係機関の連携強化 (1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充（医療関係者、公共職業安定所など）	DV被害者の保護と自立支援を図るためには、DV相談センター、福祉事務所、広島県西部子ども家庭センター（県婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター）、警察、法務局、法テラス、弁護士会、婦人保護施設や母子生活支援施設などの社会福祉施設、民間団体等が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援等で緊密に連携し、効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。 このため、本市では、広島市域におけるDV対策関係機関相互の連携を図り、DVの防止から被害者への適切な支援までの取組を推進するため、広島市ドメスティック・バイオレンス（DV）対策関係機関連絡会議を設置し、各機関の対応状況や課題などについて情報交換し、関係機関相互の連携を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ●業務上、被害者を発見しやすい医療関係者や、被害者の就業支援に関係する公共職業安定所（ハローワーク）など、被害者の早期発見や自立支援に向けた連携先となる関係機関に対し、会議への参加を働きかけ、会議参加機関の拡充を図る必要がある。 ●実効性のある連携協力ができるよう具体的な事例研究を行うなど、会議内容の見直しを検討する必要がある。 	○該当するアンケート調査はありません。
2	児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化 (1) 児童虐待対策関係機関との連携強化 (2) 高齢者虐待対策関係機関との連携強化	DVを子どもが目撃すること（面前DV）自体が、子どもに対する心理的虐待に該当することから、DV相談センターでは、通報や相談等で面前DVの状況を把握した場合、児童相談所に通告するとともに、子どもの見守り対応等で連携を図っている。 また、高齢者に対するDVについては、被害者が認知症であるなど要介護者の場合、本人のみでは自立した生活を営むことができないことにより、婦人保護施設等での一時保護が困難であることから、被害者の入所先等について、高齢福祉担当課と連携を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもに対する面前DVへの対応については、児童相談所とともに学校や保育園等との連携を図る必要があるが、情報管理が難しい。 ●自立生活が難しい高齢のDV被害者の対応について、地域包括支援センターなどの高齢者虐待対策の関係機関との連携方法を検討する必要がある。 	○「被害者調査」問35 子どもの目の前で配偶者（交際相手）からの暴力 身体的暴力 11件 精神的暴力 13件 [報告書 56頁]
3	苦情処理体制の確立 (1) 迅速かつ適切な処理 (2) 関係機関の情報の共有化	DV相談センターでは、DV被害者から、DVに関する相談・保護・支援に関する苦情の申出を受けた場合は、丁寧に説明して理解を求めるとともに、関係機関での対応を要するものについては、情報の共有化を図り、迅速かつ適切に処理するよう、連携して対応している。 また、同様の事案が発生しないよう、苦情内容に応じた対策を検討し、再発の防止に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情処理に対する処理方法が定められていない。 ●守秘義務の関係で、関係機関との情報の共有が困難な場合がある。 ●苦情対応する相談員の心のケアに留意する必要がある。 	○該当するアンケート調査はありません。